

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香芝市は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

香芝市長

## 公表日

令和5年8月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	固定資産税関係事務
②事務の概要	<p>地方税法(第三章第二節(固定資産税))に基づき、賦課期日(その年の1月1日)に当該固定資産(土地・家屋・償却資産)が所在する市町村において課する地方税(本評価書では、以後「固定資産税」と称す)である。</p> <p>納税義務者は、賦課期日に資産を所有する者(固定資産課税台帳に所有者として登録されている者)であり、1月1日現在の所有者として登録された者が、その年の4月1日からの1年分の税をすべて納付するものである。(地方税法第343条)</p> <p>税額は総務大臣が告示する「固定資産評価基準」に対して市町村長が「課税標準」となる価格を固定資産課税台帳に登録することとなり(地方税法第403条第1項)、その価格から課税標準を求め、市町村で設定する税率を乗じることにより算出し、決定している。</p> <p>固定資産課税台帳に登録されている価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査の申出を行うことができ、価格以外の登録事項に関しては市町村長へ不服申立てを行う。価格は、通常3年毎に告示が行われ、評価替えを実施している。</p> <p>市町村においては、上記に基づき、土地・家屋・償却資産の管理台帳を作成し、それら固定資産の価格及び税額を基に納税通知書を作成・通知し、納税義務者より徴収を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。</p> <p>①所有者に対する氏名・住所等の最新情報を適正に管理する。(番号法第14条) ②納税者より提出される償却資産申告書を、直接または地方電子化協議会を經由し、受領する。(地方税法第383条等) ③価格に関する審査の申出(地方税法第432条) ④固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者に納税通知書を送付する。(地方税法第364条等) ⑤天災、公益、貧困等に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。(地方税法第367条、市市税条例第71条) ⑥固定資産税の徴収にかかる徴収猶予の申請手続等(地方税法第15条の2) ⑦過誤納金・還付加算金の還付(地方税法第17条の1および4)</p>
③システムの名称	固定資産税システム 地方税電子申告支援サービス 滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条、同法別表第2第27、121号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部 財務局 税務課及び納税促進課
②所属長の役職名	税務課長及び納税促進課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3307
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3307

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月3日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務		⑥固定資産税の徴収にかかるとの徴収猶予の申請手続等(地方税法第15条の2)	事後	見直しにより
平成29年7月3日	評価実施機関における担当部署	税務課 / 税務課長	税務課及び納税促進課 / 税務課長及び納税促進課長	事後	見直しにより
平成29年7月3日	しきい値判断項目	平成26年10月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	見直しにより
平成30年6月29日	しきい値判断項目	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	見直しにより
平成30年6月29日	評価実施機関における担当部署	総務部	総務部財務局	事後	見直しにより
令和1年5月17日	記載事項の追加		「IV リスク対策」の項目を追記	事後	見直しにより
令和1年5月17日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	香芝市役所 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-76-2001	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3309	事後	見直しにより
令和1年5月17日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	香芝市役所 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-76-2001	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397 問い合わせ先電話番号 0745-44-3309	事後	見直しにより
令和1年5月17日	しきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	見直しにより
令和1年6月20日	IV リスク対策		新たに記載	事後	様式改正による変更
令和2年6月15日	しきい値判断項目	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	見直しにより
令和3年6月22日	しきい値判断項目	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	見直しにより
令和3年6月22日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397	事後	見直しにより
令和3年6月22日	特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397	香芝市役所 総務部 財務局 税務課 639-0292 奈良県香芝市本町1397	事後	見直しにより
令和4年7月21日	しきい値判断項目	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	見直しにより
令和4年12月14日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務		⑦過誤納金・還付加算金の還付(地方税法第17条の1および4)	事前	
令和4年12月14日	個人番号の利用	番号法第9条および別表第1第16号	番号法第9条および別表第1第16、101号	事前	
令和4年12月14日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号 同法別表第2第27号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	番号法第19条第7号 同法別表第2第27、121号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	事前	
令和5年8月4日	しきい値判断項目	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	見直しにより
令和5年8月4日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条および別表第1第16、101号	番号法第9条および別表第1第16	事後	見直しにより
令和5年8月4日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第2第27、121号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	番号法第19条、同法別表第2第27、121号および情報提供者が市町村長となる地方税関係情報各号	事後	見直しにより